

新宿御苑特別開園の利用条件

令和2年10月27日
環境省新宿御苑管理事務所長

特別開園の利用には次に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

1. 遵守すべき事項

- (1) 許可を受けた範囲のみの使用とすること。
- (2) 利用期間は3日以内（設営・撤去を含まない）を基本とすること。
- (3) 行事に係る一切の必要な準備・実施・撤去は利用者の負担で行うこと。
- (4) 庭園施設の保護のために必要な養生、施設賠償責任保険等の加入その他の必要な措置は、利用者の責任及び負担により行うこと。
- (5) 行事の実施に伴う行政機関への届出、近隣住民への説明等必要な措置は、利用者が行うこと
- (6) 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新宿御苑の新型コロナウイルス感染症予防対策」を遵守すること。
- (7) 新宿御苑管理事務所からの指示に従うこと。

2. 利用に際しての主な注意事項

- (1) 行事の参加者に万が一事故やトラブル等があった場合は利用者の責任において対応すること。なお、参加者等が怪我をした場合は利用者の責任において、手当てし、必要に応じて救急車を手配すること。
- (2) 音響設備を使用する場合は必要最小限とし、事前に地域住民への説明を十分に行い理解を得ること。
- (3) 芝生への車両の立入りは禁止とする。また、園内を走行できる車両は原則車両総重量4t車までとする。
- (4) 特別開園の利用区域に芝生地が含まれている場合、利用前と利用後の写真（工作物の設置があれば、工作物設置後と工作物撤去後の写真も必要）を新宿御苑管理事務所まで提出すること。
- (5) 特別開園の利用により新宿御苑の芝生に影響があった場合、利用者の責任において芝生の原状回復を行うこと。なお、原状回復の方法については、新宿御苑管理事務所の指示を仰ぐこと。
- (6) 特別開園の利用により新宿御苑の樹木等に被害が生じた場合、新宿御苑管理事務所の指示の下、必要な対策を行うこと。
- (7) 利用者及びその関係者の入退園は、原則管理門を使用する。
- (8) ゴミは適切に処理し、使用範囲（周辺含む）の清掃を行うこと。
- (9) 参加者等からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、行事の事前告知を行う際に、必ず問い合わせ窓口の連絡先を標記すること。
- (10) 予め利用期間中の対象箇所における工事等有無について新宿御苑管理事務所に確認の上で、支障がないよう工事請負者等と事前調整を行い、必要な措置を講じること。